

平成 24 年度

豊前市財政健全化審査
及び経営健全化審査意見書

豊前市監査委員

25 豊監第 35－3 号

平成 25 年 8 月 27 日

豊前市長 後 藤 元 秀 殿

豊前市監査委員 矢 鳴 学

豊前市監査委員 榎 本 義 憲

平成 24 年度 豊前市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成24年度 豊前市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

目 次

1	財政健全化審査意見……………	1 頁
①	実質赤字比率	
②	連結実質赤字比率	
③	実質公債費比率	
④	将来負担比率	
2	公営企業会計経営健全化意見……………	4 頁
①	工業用地造成事業特別会計	
②	水道事業会計	
③	下水道事業特別会計（公共下水道事業）	
④	下水道事業特別会計（農業集落排水施設事業）	
⑤	東部地区工業用水道事業会計	

平成 2 4 年度 財政健全化審査意見

第 1. 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2. 審査の期間

平成 2 5 年 8 月 1 日～平成 2 5 年 8 月 1 2 日

第 3. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4. 審査の結果

（1）総 合 意 見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

財 政 指 標 名	平成 22 年度 健全化判断比率	平成 23 年度 健全化判断比率	平成 24 年度 健全化判断比率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
① 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	14.10	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	19.10	30.00
③ 実質公債費比率	14.1	13.0	11.9	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	99.4	79.2	79.8	350.0	—

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率において実質収支が黒字の場合、当該比率は—で表示

(2) 個 別 意 見

① 実質赤字比率について

平成 24 年度の実質赤字比率は、昨年度と同じく黒字である。早期健全化基準は 14.10 %である。

② 連結実質赤字比率について

平成 24 年度の連結実質赤字比率は、昨年度と同じく黒字である。早期健全化基準は 19.10 %である。

③ 実質公債費比率について

平成 24 年度の実質公債費率は 11.9 %で、昨年度と比較すると 1.1%改善している。早期健全化基準（25.0%）と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

平成 24 年度将来負担比率は 79.8 %で、昨年度と比較すると 0.6%上昇し、微増ではあるが悪化している。早期健全化基準（350.0%）と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

① 実質赤字比率について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 普通会計の赤字額が標準的な収入額(標準財政規模)に占める割合

○ 平成 24 年度 実質赤字額なし

② 連結実質赤字比率について

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 全会計(特別会計・公営企業会計を含む)の実質赤字が標準的な収入額(標準財政規模)に占める割合

○ 平成 24 年度 連結実質赤字額なし

③ 実質公債費比率について

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率(3 か年平均)} = & \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

※ 普通会計が負担する借金の元本・利息の返済割合を示すもので、全会計、一部事務組合、広域連合まで含めて判断する。

④ 将来負担比率について

$$\text{将来負担比率} =$$

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 全会計と一部事務組合の地方債残高、公営企業、開発公社、第三セクター等の債務残高、全職員に対する退職手当予定支給額などを含めて将来にわたり普通会計が負担すべき債務が年間の標準的な収入額に占める割合

平成24年度 公営企業会計経営健全化審査意見

第1. 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2. 審査の期間

平成25年 8 月 1日～平成25年 8 月12日

第3. 審査の概要

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

財政指標名	平成22年度 資金不足比率	平成23年度 資金不足比率	平成24年度 資金不足比率	経営健全化基準
① 工業用地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
② 水道事業会計	—	—	—	20.0
③ 下水道事業特別会計 (公共下水道事業)	—	—	—	20.0
④ 下水道事業特別会計 (農業集落排水施設事業)	—	—	—	20.0
⑤ 東部地区工業用水道事業会計	—	—	—	20.0

※ 負数の場合は — 表示

(2) 個別意見

① 工業用地造成事業特別会計について

平成 24 年度の決算は昨年度と同じく資金不足は生じていない。経営健全化基準は 20.0%である。

② 水道事業会計について

平成 24 年度の決算は昨年度と同じく資金不足は生じていない。経営健全化基準は 20.0%である。

③ 下水道事業特別会計（公共下水道事業）について

平成 24 年度の決算は昨年度と同じく資金不足は生じていない。経営健全化基準は 20.0%である。

④ 下水道事業特別会計（農業集落排水施設事業）について

平成 24 年度の決算は昨年度と同じく資金不足は生じていない。経営健全化基準は 20.0%である。

⑤ 東部地区工業用水道事業会計について

平成 24 年度の決算は昨年度と同じく資金不足は生じていない。経営健全化基準は 20.0%である。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

※ 資金不足比率について

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
(法適用企業)

○ 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
(法非適用企業)

※ 解消可能資金不足額:

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

○ 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
(法適用企業)

○ 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
(法非適用企業)